鳥インフルエンザA（H7N9）疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー（※）

※当該対応は、今後の状況により変更予定。

インフルエンザ様症状の患者

↓

医療機関
○情報提供を求める患者の特定（下記4項目を全て満たす者）
・38℃以上の発熱と急性呼吸器症状があること
・臨床的又は放射線学的に肺病変（例：肺炎又はARDS）が疑われること
・発症前10日以内の中国への渡航又は居住歴があること
・ただし、他の感染症又は他の病因が明らかな場合は除くこと
○情報提供を求める患者の要件に合致した場合の保健所への情報提供
○検体採取（咽頭拭い液等）

↓

保健所
○都道府県等へ報告
○医療機関から患者検体を確保し、地方衛生研究所へ搬入

→ 都道府県等
○厚生労働省へ報告

→ 厚生労働省

↓

地方衛生研究所
○RT-PCR（A,H1,H3,H5,H7）検査実施

感染研への検体送付等の追加対応は不要。

H7orH5陽性
（A型陽性かつH1,H3は陰性）

↓

A型陽性かつH亜型不明*1

*1　H1,H3,H5,H7陰性

地方衛生研究所
○保健所へ報告
○検体を国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センターへ送付

送付

↓

国立感染症研究所
○亜型の確認
○厚生労働省（結核感染症課）への報告

陰性

↓

厚生労働省
○当該都道府県等へ連絡

陽性

↓

厚生労働省
○当該都道府県等への連絡・調整
○省内対策本部の設置
○公表

報告

A型陽性かつH1orH3陽性

↓

報告

保健所
○都道府県等へ報告
○医療機関へ報告

報告

↓

都道府県等
○厚生労働省へ報告

報告

↓

厚生労働省

報告

すべて陰性

↓

報告

保健所
○都道府県等へ報告
○医療機関へ報告

報告

↓

都道府県等
○厚生労働省へ報告

報告

↓

厚生労働省